第六十一条第二号中「前号に掲げる」を「前二号に掲げるもののほか、第二号に規定する」に改め、同号を同条第五号とし、同号の前に次の二号を加える。

三　アフリカ諸国に関し、日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力に関すること（アフリカ第二課の所掌に属するものを除く。）。

四　アフリカ諸国に関し、日本国政府を代表して行う国際機関等への参加及び国際機関等との協力に関すること（アフリカ第二課の所掌に属するものを除く。）。

第六十一条第一号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　アフリカ部の所掌事務に関する総合調整に関すること。

第六十一条に次の一号を加える。

六　アフリカ諸国との間における対外関係事務の総括に関すること。

第六十二条第一号中「アフリカ諸国（前条第一号に掲げる諸国並びにアルジェリア、エジプト、チュニジア、モロッコ及びリビアを除く。）」を「アンゴラ、ウガンダ、エチオピア、エリトリア、ケニア、ザンビア、ジンバブエ、スワジランド、セーシェル、ソマリア、タンザニア、ナミビア、ボツワナ、マラウイ、南アフリカ共和国、モザンビーク及びレソト」に改め、同条第二号中「掲げる」を「規定する」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（外務省独立行政法人評価委員会令及び独立行政法人国際交流基金法施行令の一部改正）

2　次に掲げる政令の規定中「外務省大臣官房広報文化交流部文化交流課」を「外務省大臣官房広報文化外交戦略課」に改める。

一　外務省独立行政法人評価委員会令（平成十五年政令第百七十二号）第九条ただし書

二　独立行政法人国際交流基金法施行令（平成十五年政令第四百十一号）第一条第三項

外務大臣　玄葉光一郎

内閣総理大臣　野田　佳彦

省　令

○外務省令第十三号

外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）及び外務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年八月一日

外務大臣　玄葉光一郎

外務省組織規則（平成十三年外務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第七条を削る。

第八条の見出し中「企画官」を「国内広報室及びＩＴ広報室並びに企画官」に、同条第一項中「総合計画課に、」を「広報文化外交戦略課に、国内広報室及びＩＴ広報室並びに」に、同条第二項中「総合計画課」を「広報文化外交戦略課」に改め、同条第二項を第六項とし、同条第一項の次に次の四項を加える。

2　国内広報室は、外交政策及び海外事情についての国内広報に関する事務をつかさどる（ＩＴ広報室の所掌に属するものを除く。）。

3　国内広報室に、室長を置く。

4　ＩＴ広報室は、情報通信技術を活用した国内広報及び海外広報（海外広報の目的をもって行う資料の作成に関するものに限る。）に関する事務をつかさどる。

5　ＩＴ広報室に、室長を置く。

第九条第一項中「文化交流課」を「文化交流・海外広報課」に改める。

第十九条（見出しを含む。）中「日中経済室並びに」を削り、同条中「中国・モンゴル課」を「中国・モンゴル第一課」に改め、同条第五項中「日本国と中国との間の外交上の問題に関する」を「中国・モンゴル第一課の所掌事務のうち」に改め、同条第二項及び第三項を削り、第四項を第二項とし、第五項を第三項とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省　告示第一号

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）及び国民年金法施行規則の一部を改正する省令（平成二十四年厚生労働省令第百一号）の施行に伴い、並びに配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第二条の二の規定に基づき、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（平成二十年内閣府、国家公安委員会、厚生労働省告示第一号）の一部を次のように改正したので、同条第四項の規定に基づき、公表する。

平成二十四年八月一日

内閣総理大臣　野田　佳彦

国家公安委員会委員長　松原　仁

法務大臣　滝　実

厚生労働大臣　小宮山洋子

第2の7の（2）を次のように改める。

(2)　被害者等に係る情報の保護

被害者の自立の支援においても、被害者及びその関係者の安全確保を図るため、被害者の住所や居所はもとより、被害者の支援を行う施設や団体の所在地等、被害者等に係る情報の管理に細心の注意が求められる。支援センターにおいては、被害者の支援にかかわる関係機関等に対し、被害者等に係る情報管理の徹底を呼び掛けることが必要である。

また、支援センターは、被害者に対し、住民基本台帳の閲覧等に関し、被害者を保護する観点から、以下の措置が執られていることについて、事案に応じ、情報提供等を行うことが必要である。

ア　措置の目的

配偶者からの暴力及びストーカー行為等の被害者を保護するため、住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票の写し等の交付及び戸籍の附票の写しの交付について、不当な目的により利用されることを防止する。

イ　申出の受付

市区町村長は、配偶者からの暴力及びストーカー行為等の被害者から、ウに掲げる支援措置の実施を求める旨の申出を受け付ける。

申出を受け付けた市区町村長は、警察、支援センター等の意見を聴き、又は裁判所の発行する保護命令決定書の写し若しくはストーカー規制法に基づく警告等実施書面等の提出を求めることその他適切な方法によって支援措置の必要性を確認し、市区町村長において判断を行う。

この支援措置の必要性の確認に当たっては、被害者の負担の軽減に留意する。